

「浄化槽の水質に関する検査を行う指定検査機関の指定の基準を追加すること」に関する意見募集の実施結果について

1. 概要

都道府県知事が指定検査機関を指定する基準を、水質に関する信頼性確保の観点から新規の基準について、以下の通り意見募集を行いました。

- (1) 意見募集期間 : 平成20年9月9日(火)から平成20年10月8日(水)
- (2) 告知方法 : 環境省ホームページ及び記者発表資料
- (3) 意見提出方法 : 電子メール、郵送、ファクシミリ

2. 意見募集の結果

- (1) 意見の提出状況 : 8団体
- (2) 整理した意見の総数 : 9件

3. 意見の概要とそれに対する考え方

頂いた意見について、概要を取りまとめ、別紙のとおり考え方を整理しております。

浄化槽の水質に関する検査を行う指定検査機関の指定の基準を追加することに関する
意見募集結果について

[1] 水質に関する検査を行う部門における専任の管理者の設置について

ご意見	ご意見に対する考え方	意見数
専任の管理者の位置づけを明確にしていきたい。	専任の管理者は、検査員と同等以上の能力を有すると認められるものとし、位置づけについては、各都道府県の裁量に委ねることにしていますが、参考として環境省案を示したいと思います。	2

[2] 検査業務の管理及び精度の確保に関する文書の作成について

ご意見	ご意見に対する考え方	意見数
文書の書式や項目を示していただきたい。	検査業務の管理及び確保を行うための文書に関して、記載しなければならないことは、各都道府県の裁量に委ねることにしていますが、参考として環境省案を示したいと思います。	4

[3] 検査業務の管理及び精度の確保を行う部門の設置により、水質に関する検査の信頼性の確保のための措置について

ご意見	ご意見に対する考え方	意見数
部門の設置、信頼性確保の水準について、明示していただきたい。	部門の設置、信頼性確保の水準については、各都道府県の裁量に委ねることにしていますが、参考として環境省案を示したいと思います。	1
内部監査だけでなく、外部からの監査も必要であると考ええる。	頂いた御意見の主旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。	2
外部監査の機関は他の指定検査機関が同等の知識及び技術を有する組織とするべき。	頂いた御意見の主旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

[4] 其他のご意見

ご意見	ご意見に対する考え方	意見数
指定検査機関を指定する条件は「公益社団法人・公益財団法人」とするべき。	検査の実施計画が適正であり、信頼性が担保されていなければ、法定検査の実施機関として都道府県知事に指定されないため、指定の要件を満たす一般社団法人、一般財団法人であれば、法定検査の実施が可能と考えています。	1
指定検査機関を指定する条件に「公益社団法人、公益財団法人」を追加するべき。	公益社団法人及び公益財団法人は、一般社団法人、一般財団法人の要件を満たしています。	1
指定検査機関を一般社団法人又は一般財団法人に限ることに反対する。	過度の価格競争による検査精度の低下などを防止するため、指定検査機関の要件を一般社団法人又は一般財団法人であることが、必要と考えています。	1
現行体制でも対応が可能となる検討をお願いしたい。	既に指定を受けている検査機関については、経過措置を設ける予定です。	1

